

●香川県告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成29年9月22日から同年10月13日まで一般の縦覧に供する。

平成29年9月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 377号
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市多和経座東2番1地 先から さぬき市多和助光東30番1地 先まで	前	7.0～9.7	57	道路整備工事による仮設 橋の設置
	後	7.0～9.7	57	
		6.3～25.5	91	

- 4 供用開始の期日 平成29年9月26日